

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第52号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(瀬戸大橋記念公園の施設を利用することができない日)</p> <p>第19条の3 略</p> <p>(1) <u>1月2日又は同月3日が月曜日に当たるときは、同月4日</u></p> <p>(2) <u>1月4日から4月28日まで、5月6日から7月19日まで及び9月1日から12月28日までの間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月1日までの日</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(瀬戸大橋記念公園の施設を利用することができない日)</p> <p>第19条の3 前条第1項第1号に掲げる施設を利用することができない日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>1月1日から4月28日まで、5月6日から7月19日まで及び9月1日から12月28日までの間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）</u></p> <p>(2) <u>12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。